

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成25年11月29日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成 25 年第 4 回牛久市議会定例会  
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	件名（要旨）	答 弁 者
1. 石原 幸雄	1 「市債残高の減少策」について  2 「教育行政」について ①教育の政治的中立性の確保 ②私立の中高一貫校の誘致  3 「低所得者に配慮した特別養護老人ホームの整備のあり方」について  4 「農業行政」について ①農地中間管理機構の齎す影響等 ②トラクターの盗難防止策  5 「海外の自治体との友好都市提携」について	市長 関係部長  市長 教育長 関係部長  市長 関係部長  市長 関係部長  市長 関係部長
2. 尾野 政子	1 2016年から導入される共通番号制度について ①市民目線から見て、現状と何ほどの様になるのか。 ②メリットとデメリットについては。またデメリットの対応については。 ③共通番号制度導入に伴い、コンビニでの住民票等の発行の実施については。  2 「雑誌スポンサー制度」の導入について  3 公共交通の充実について ①本年4月から導入された通勤ライナーの現状と効果、今後の取り組みについて ②高齢者等へドア・ツウ・ドアの交通手段確保について	市長 関係部長       市長 関係部長

3. 小松崎 伸	<p>1 広域的、特徴的な街づくりの推進について</p> <p>2 小中学校施設の今後の展開について</p>	市 長 関 係 部 長
4. 諸橋太一郎	<p>1 消費増税 現金給付</p> <p>2 個人住民税（給与所得者）の特別徴収</p>	市 長 関 係 部 長
5. 柳井 哲也	<p>1 東京オリンピック・パラリンピック 2020 対策について</p> <p>五輪開催は、極めて大きな経済効果があり、直接投資は約 3 兆円、経済効果は 100 兆円を超えるとの見方があります。最大の目標は、スポーツを通して関係する全ての国々の平和とよりよい世界の実現に貢献できることです。私たちの「おもてなし」で目標を是非達成したいものです。牛久市出身のオリンピック選手といえば、小林孝至選手と庭田清美選手がいます。市内には現在日本一を目指して練習に励んでいるアスリートがいます。2020年には、牛久市から何人の選手が生まれるのか。夢と希望いっぱいの七年間になるのではないのでしょうか。</p> <p>私は、東京開催が決まった時点で、五輪対策はもう始まっているということをしっかりと認識しなければならないと思っています。圏央道にスマートインターチェンジを設置するべきとか、茨城空港と東京を結ぶ牛久経由の道路の整備、あるいは観光資源の活用など課題は山ほどあります。</p> <p>牛久市にとって東京五輪の開催は、特別事態が発生したと考えてマスタープランの見直しを行うなどの作業に着手していくのか。2020年対策について牛久市の考え</p>	市 長 関 係 部 長

	をお聞かせください。	
6. 村松 昇平	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共事業の施工について 安全管理・検査方法について</li> <li>2 あき家等の適正管理 現況と課題の対応</li> </ol>	市長 関係部長
7. 藤田 尚美	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 胃がん健診でのピロリ菌検査の実績と今後の取り組み</li> <li>2 児童虐待防止についての取り組み</li> <li>3 ペアレント・メンターによる親支援について</li> </ol>	市長 関係部長 市長 関係部長 市長 教育長 関係部長
8. 杉森 弘之	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原発事故子ども・被害者支援法に関して <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援対象地域」を福島県内33市町村に限定している問題と牛久市</li> <li>・線量基準を放棄している問題と年間1mSvの基準を守ることと牛久市</li> <li>・「居住」「避難」「帰還」の選択を保障することと牛久市</li> <li>・健康被害の未然防止や医療の保障、子ども・妊婦さんへの配慮と牛久市</li> <li>・牛久市としての意見書の提出</li> <li>・牛久市在住の避難者の数と状況</li> <li>・子どもの放射線被ばくに対する健康検査・放射線測定 of 損害賠償</li> </ul> </li> <li>2 牛久駅東口再整備に関して <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久駅東口再整備と街のにぎわいの関連</li> <li>・10年前、5年前の駅乗降客数と昨年の比較、再整備後の乗降客数の見込み</li> <li>・再整備後の集客数とその増加率の見込み</li> <li>・費用対効果の見解</li> <li>・佐貫駅東口整備の評価</li> </ul> </li> </ol>	市長 副市長 関係部長

	<p>3 牛久市の顧問弁護士に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問弁護士の人数の10年間の推移と県内の他市との比較</li> <li>・顧問弁護士が委員をしている委員会</li> <li>・法律相談窓口の開設状況と顧問弁護士</li> <li>・各顧問弁護士の3年間の年間報酬の推移とその内訳</li> <li>・各顧問弁護士の3年間の年間相談回数と裁判依頼数の推移</li> </ul>	
9. 沼田 和利	<p>1 W i - F i 環境の充実について</p> <p>2 ひたち野地区の中学校整備について</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>
10. 秋山 泉	<p>1 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応について</p> <p>6月14日、厚生労働省は、一時的に定期接種を積極的に推奨することを控える方針を決定した。</p> <p>しかし、それ以前に接種した女性で副反応に苦しんでいる方がいる。現に、牛久市においてもお一人確認されている。</p> <p>このことから、中学生で接種した親御さんへのアンケートの実施を要望。</p> <p>2 飼い犬のフンの放置について</p> <p>散歩中、犬がフンをしなくても道端に放置して回収しない飼い主がおり、悩んでいる市民の方も多い。</p> <p>「牛久市環境美化の推進に関する条例」があるが執行力に乏しい。</p> <p>立札の設置やパトロールもしているが、いっこうにフンの放置は減らない。今後の対策は。</p> <p>3 市役所内の職場環境について</p>	<p>市長 関係部長</p>

	<p>昼食をとるためのスペース確保</p> <p>女性職員専用のパウダールームの確保</p> <p>愛煙家のためのスペース確保</p>	
11. 須藤 京子	<p>1 家庭における子育て支援について</p> <p>①子育て支援センターの現状と課題</p> <p>②子育て広場の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すくすく広場・のびのび広場の利用状況と利用者要望</li> <li>・ひたち野地区における子育て広場の常設</li> </ul> <p>2 精神障がい者福祉について</p> <p>①就労継続支援B型の現状と地域活動支援センターI型の必要性</p> <p>3 情報共有日本一と広報戦略について</p> <p>①市政情報の提供のみならず説明責任を果たす広報</p> <p>②都市ブランドを高め、地域の魅力を発信する広報</p> <p>③政策形成やまちづくりと一体化した広報</p>	<p>市 長</p> <p>副 市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>関 係 部 長</p>
12. 黒木のぶ子	<p>1 教育委員の選任について</p> <p>①教育委員の政治的公正性と中立性</p> <p>②教育委員の選考の基準</p> <p>③教育における首長の役割</p> <p>④池辺市長の教育観</p> <p>2 市民からの要望に対し、優先順位とバランス</p> <p>①防災無線の聞き取れない地区の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田宮番外の一部と第2つつじが丘地区</li> </ul> <p>②鈴木薬局側の市有地にトイレ設置</p> <p>③薬師寺裏側地域と田宮番外地域の狭あい道路の拡幅</p>	<p>市 長</p> <p>関 係 部 長</p> <p>市 長</p> <p>関 係 部 長</p>
13. 田中 道治	<p>1 我が国の歴史と伝統について</p>	<p>市 長</p>

	2 JR常磐線の踏切の拡張工事について	副市長 教育長 関係部長 次長
14. 遠藤 憲子	<p>1 介護保険の見直しの影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省は介護保険の「要支援1. 2」向けサービスを廃止し、市町村の事業に全面的に移すとした方針を撤回した。しかし、訪問看護やリハビリなどについては、サービスを継続する一方で、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は保険給付から外し市町村に移すとしている。もっとも利用頻度の高いサービスだけを途中で給付から外すのは保険制度の破たん に等しい。政策的破たんは「要支援外し」ととどまらない。これまで支援を受けていた人たちに対する対策は。</li> </ul> <p>2 牛久市市政情報誌「子育て日本一のうしく」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創刊号発行の経緯と目的、予算は</li> <li>・広報紙でなぜできないのか。「うしくNEWS」との違いについて</li> </ul> <p>3 子ども・子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい保育園が2園開園予定だが、子育て日本一をうたう牛久市で保育園の全体の計画をどう考えているか。</li> <li>・子ども・子育て支援新制度では、保育園入園等について、ニーズに応じた支援をうたっているが、どうか</li> <li>・子ども・子育て会議の進捗状況</li> </ul> <p>4 がん検診（子宮頸がん、乳がん）の受診</p>	市長 教育長 関係部長

	<p>促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見、正しい健康意識の普及・啓発のために、現状と受診率を上げるための取り組み</li> </ul>	
15. 鈴木かずみ	<p>1 防災対策について</p> <p>①防災無線の聞きづらい地域の対策として、防災ラジオが4月に班長まで配布されたが、緊急時に対応するためどのように活用されているか。</p> <p>②設置の目的、使用方法の適切な説明、器具の不具合の改善等について</p> <p>③よりよい改善策と手立てについて</p> <p>2 都市計画マスタープラン審議会・牛久駅西側地域整備基本計画策定について</p> <p>①基本計画策定の目的</p> <p>②審議会の答申と方向性</p> <p>③まちづくりの基本的考え方</p> <p>3 ネオニコチノイド系農薬について</p> <p>①健康への影響（子ども、難病、不妊、その他）</p> <p>②農業（米、果物、お茶、その他）における農薬使用、散布の実態</p> <p>③ネオニコチノイド系農薬を減らす取り組みについて</p>	市長 教育長 関係部長
16. 利根川英雄	<p>1 新築木造住宅の耐震指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱直下率について</li> <li>・全壊率テーブルについて</li> </ul> <p>2 友好都市提携調印について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友好都市と姉妹都市、親善友好都市の違いについて</li> <li>・調印式の日程等について</li> </ul> <p>3 スローシティについて</p>	市長 教育長 関係部長

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スローシティの基本的考え方</li> <li>・スローシティ友好都市目的の1, 2, 3を具体的に</li> </ul>	
17. 市川 圭一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種について</li> <li>2 地域に根差した教育活動について</li> </ol>	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長 次 長

## 平成25年第4回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成25年11月29日（金）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 休会の件

---

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いをいたします。

---

一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、市債残高の減少策についてお尋ねをいたします。

御承知のように、普通会計と特別会計とを合算した決算ベースに基づく本市の市債残高は、平成16年度末が315億464万円、同17年度末が307億6,468万1,000円、同18年度末が309億28万9,000円、同19年度末が306億8,816万7,000円、同20年度末が314億5,688万1,000円、同21年度末が319億3,718万9,000円、同22年度末が312億2,788万1,000円、同23年度末が313億2,466万円、そして同24年度末が311億9,996万2,000円と、毎年度ごとに若干の数値の変化が見られるのは紛れもない事実であります。しかるに、各種の事務事業の実施を通じて市民サービスを低下させることなく着実に市債残高を減少させることは容易ではないということは重々承知をしておりますが、申し上げるまでもなく市民から市政運営を委託されている為政者の使命の一つは、現在の市民1人当たりに換算すると昨年度末でおよそ3

7万6,000円の市債残高をいかに減少させるための努力をするのかということであると判断をいたします。

ところで、市民サービスを低下させずに着実に市債残高を減少させた自治体があります。すなわち、東京都杉並区の区長であった山田 宏現衆議院議員は、1999年の区長就任時から2010年の退職時までの10年間で、区民サービスを低下させずに累積およそ1,000億円の同区の区債残高をほぼゼロ円に減少させた実績があり、その実績により退任時には区民から末永く区長を続けていただきたいとの惜しみない声が聞かれたと聞き及んでおりますが、同区の区債残高の減少策は、計画性を持って毎年度着実に区債を減少させていった方式であったと認識をいたしております。

そこでお尋ねをいたします。少子高齢化の進行や、依然として先行きの見えない景気の不透明感に伴う税収の減少を踏まえた本市の今後の市債残高の減少策としては、市民サービスを低下させない一方で、毎年度一定額を減債に充当して着実に残高を減少させるのか、それとも各種の事業費の歳出の抑制等も通じて市債残高を減少させるのか、いずれの方式に重点を置いた市債残高の減少策を基本とするのか、明快なる答弁を求めるものであります。

次に第2点目といたしまして、教育行政について2項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、教育における政治的中立性の確保についてであります。

御承知のようにさきの9月定例議会においては、教育委員の任命に関して議会に対して2件の同意を求める人事案件が提起されましたが、そのうちの1件については過去3代にわたる特定政党の議員OBであるなどの理由から反対者が10名も存在した一方で、賛成者が11人と、ようやく過半数を確保しての結果であったことは記憶に新しいところであります。

しかるに教育における政治的中立性の確保に関しては、教育に関係するもろもろの法律で明白にされております。すなわち、教育基本法第14条第2項では、法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならないと定められているだけでなく、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条では、特定の政党を支持させるための教育の教唆及び扇動を禁止しているのであります。

ところで、文部科学省は教育委員会制度の意義について、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立公正であることは極めて重要で、このために教育行政の執行に当たっても個人的な価値判断や特定の党派的影響力からの中立性を確保することが必要であるとの方針を打ち出しておりますが、さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項では、地方公共団体の長は教育委員の任命に当たっては年齢、性別、職業等に著しい偏りがあるとはならないと規定されているのであります。このように教育における

政治的中立性の確保は法律や文部科学省の方針等でその重要性が明白であります。本市における教育委員の任命に際して委員の1人に3代にわたる特定政党の議員OBが任命されてきたことは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に照らしても著しい偏りがあったと判断できるのであり、その意味で本市の教育における政治的中立性は果たして確保されているのか疑問であります。

そこでお尋ねをいたします。教育における政治的中立の確保の重要性に鑑みて、今後の教育委員の任命に際しては特定政党の議員OB等に偏らないような配慮をすべきであると考えておりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

また、このこととあわせてお尋ねをしたいのは、私立の中高一貫校の誘致であります。

御承知のように近年、個々の生徒の能力に合わせた教育をするためには、中学校と高等学校とで全く別々な教育をするよりも一貫性を持たせた教育のほうがベターであるとの考えから、私立の中高一貫校が数多く見受けられます。しかるに、私立の一貫校の増加に対して公立の一貫校は少数であり、茨城県内においても公立の中高一貫校は現在3校程度であると認識をいたしておりますが、その一方で、守谷市とつくばみらい市とにまたがる場所には小中高一貫校の将来的な設置を前提とする私立の小学校の開校が予定されるなど、時代の要請や流れに見合った教育の実践が行われようとしているのであります。

ところで、人口の増加が著しい本市のひたち野地区には将来を有望視される成績の極めて優秀な児童や生徒が数多く移り住んできていると聞き及んでおりますが、本市の近隣の自治体には数少ない公立の中高一貫校が存在することから、ややもするとこのような優秀な人材が他の自治体の一貫校の生徒として流出することが懸念されるのであります。そこで、将来を有望視される人材を本市で確保しておくという意味で、私立の中高一貫校の誘致に努めるべきであると考えておりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

次に、第3点目といたしまして、低所得者に配慮した特別養護老人ホームの整備のあり方についてお尋ねをいたします。

御承知のように本市には既設の3つの特別養護老人ホームに加えて建設中のものが1つ、さらに建設準備中のものが1つと、合計で5つの特別養護老人ホームが存在することは論をまたないところであります。しかるに近年は寝たきりや痴呆症での入所希望者だけではなく認知症による入所希望者も増加傾向にあり、本市に所在する特別養護老人ホームへの入所希望者は本年4月1日現在で市民では176名、市民以外を含めると242名も存在し、その意味では特別養護老人ホームの需要は極めて高いと判断をいたします。

ところで、茨城県保健福祉部長寿福祉課でまとめた平成25年度版の特別養護老人ホーム施

設整備の手引によれば、入所者の居室について、個室を優先しつつも、入所者のプライバシーに配慮する設計上の工夫を行えば1部屋4名の従来型の整備も認められているものと認識をいたしますが、特別養護老人ホームへの入所希望者の中には比較的所得の低い高齢者も多く見受けられることから、今後の特別養護老人ホームの整備に際しては、入所者の月々の負担金が割高である個室型の施設ではなく、低所得者に配慮した従来型の施設を整備すべきであると思っております。

そこでお尋ねをいたします。本市は特別養護老人ホーム施設の整備のあり方として事業者に対して今後従来型の施設の整備を勧めるべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、第4点目といたしまして、農業行政について2項目のお尋ねをいたします。

初めは、農地中間管理機構のもたらす影響等についてであります。

申し上げるまでもなく、農業従事者の高齢化等を背景として耕作放棄地が増加をしておりますが、本市においてはおよそ2,000ヘクタールの農地のうち2割強の面積が遊休農地となっていることから、その早急な解消が農政上の課題の一つとなっております。しかるに、農林水産省は拡大する耕作放棄地を解消し農地を集積化する一環として、農地中間管理機構の設置に向けて農地法及び農業経営者基盤強化促進法の改正案を現在開会中の臨時国会に提出したことは記憶に新しいところであります。では、農地中間管理機構とは何か。それは都道府県単位で設置される組織で、受け手がない農地や耕作放棄地を借り受け、一定の集積を図り、必要に応じて基盤整備等を行い、良好な耕作条件の農地にしてから担い手に貸し付ける仕組みづくりを目指すというもので、地権者は自己負担なく安心して公的機関に農地を貸し出すことが可能となるばかりか、担い手も自己負担なく基盤整備されたまとまった農地を借り受けることができるというものであります。

ところで、農地中間管理機構の設置により耕作放棄地の解消にも拍車がかかることは大いに喜ばしいことでありますが、機構の設置がもたらす影響も考慮に入れる必要があるものと存じます。すなわち、農地の貸し借りについてはこれまでは農業委員会が主体でありましたが、機構の設置後は都道府県の関与する部分が大きくなることから、農業委員会の役割はどのように変化するのかを懸念する声が聞かれる一方で、本市の出資する農業法人であるグリーンファームについては耕作放棄地の借り受けに際してこれまでとは異なり、機構にお伺いを立てざるを得なくなるなどの手続上のマイナス面が想定されるのであります。

そこでお尋ねをいたします。本市の農業委員会やグリーンファームに関する農地中間管理機構の設置のもたらす影響等についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

また、このこととあわせてお尋ねをしたいのは、トラクターの盗難防止策であります。御承

知のように、本市の出資する農業法人うしくグリーンファームは現在2台のトラクターを所有しております。しかしながら昨年の11月中旬、そのうちの1台である600万円相当のトラクターの盗難事故の発生が本年の3月定例議会で明らかになりました。しかるに、茨城県内のトラクターの盗難事故は一向に減少する気配がなく、本年8月末現在で64件81台であり、昨年1年間の74件98台に迫る勢いを示していると認識をいたしております。

ところで、本年9月末には県立農業大学校とJA茨城中央会との連携で、常陸大宮市内の企業がトラクターの盗難防止用のタイヤロック器具を開発したとの新聞記事が掲載されました。すなわち、タイヤロック器具の全長は約2メートル、重量は約13キログラムの細長い棒状の鉄製で、タイヤのホイールの穴に通して左右のいずれかを施錠する仕組みで、ほぼ全てのトラクターに装着が可能であり、盗難実行犯がエンジンをかけて走らせようとしても折れず、工具でも切断しにくい強度を有することに加えて、切断しようとするとき大きく音響するというもので、金額は税抜きで4万5,800円との記事でありました。

そこで、今後のグリーンファームのトラクターの盗難防止策の一つとしてこのようなタイヤロック器具は検討に値すると判断いたしますが、トラクターの盗難防止策についてはどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

最後に、第5点目といたしまして、海外の自治体との友好都市提携についてお尋ねをいたします。

さて、本年10月9日、突然議長名で市議会議員に宛ててイタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市との友好都市提携の調印式への参加を募る案内書とその日程案が送付されました。しかるに、1人当たり30万円から40万円を要する経費は全額自己負担であり、参加の可否に与えられた時間的猶予は10月11日までというわずか2日間という短期間であることに加えて、調印式を除く後半の部分はほとんど観光であると考えられることから、私は不参加を選択いたしました。

ところで、今回の友好都市の提携の背景には、グレーヴェ・イン・キアンティ市が本市のワインビレッジ構想等を実現するための理念であるスローシティという概念の発祥の地であるとの思いがあると聞き及んでおりますが、ワインビレッジ構想を実現するのであれば、わざわざ経費をかけて海外の自治体と友好都市関係を結ばなくても、国内に十分なお手本が存在すると認識をいたします。すなわち、北海道中川郡池田町は十勝ワインの町として極めて有名でありますが、ワイン城と呼ばれる町営のワイン工場を有し、ワインによる収益は現在20億円以上となり、町の財政を潤しているのであります。それゆえ、本市においても歴史的に貴重な資源であるシャトーをワインビレッジ構想の基本に据えて、まずはシャトーを中心とする町並みの形成、例えば庁舎や周辺の公共建築物の外壁並びにシャトー周辺の歩道をシャトーの外観と同

色のワインレッド色に染めることなどから第一歩を踏み出すことが同構想実現への現実的な選択肢であると判断できるのであり、その意味で果たして海外の自治体との提携が必要であるのかいまいち納得できないのであります。

そこでこれを踏まえて改めて今回の海外の自治体との友好都市提携について4項目のお尋ねをいたします。まず1つ目は、ワインビレッジ構想等々とスローシティとの関連性及び今回の調印に至るまでの経過等の詳細はどのようなものか。2つ目に、日程表の中にモレッティさんという人物が登場するが、この人物はどのような立場の人物で、今回の調印式とどのようなかわりがあるのか。3つ目に、今回の調印式への参加者について、市議会議員以外の参加者がいるかどうか、またいる場合はどのような立場の参加者か。4つ目に、今回友好都市関係を調印するイタリアの自治体は、本市以外に友好都市関係を結んでいる自治体があるかどうか。ある場合、それはどこか。

以上について明快なる答弁を求めるものであります。以上で私の第1回目の質問を終わりますが、答弁の内容によりましては再質問をいたします。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 石原議員の私立の中高一貫校の誘致ということについてお答えいたします。

現在のところ、牛久市が私立の中高一貫校を誘致する予定はございません。子供を公立学校に入学させるか、または私立学校に行かせるかは最終的には保護者の判断によります。公立小中学校を所管する市教育委員会といたしましては、市民が安心して子供を預けることができる公立学校を選択肢の一つとして市民に提供する義務があります。そのため、全ての公立小中学校に学びの共同体としての学校づくりを導入し、児童生徒、教師、保護者や地域住民がともに学び、育ち合いながら魅力ある学校をつくり、質の高い教育を提供できるように努めているところです。また、平成27年度には東洋大学付属牛久中学校が開校します。市内6番目の中学校の開校により市民に対して新たな選択肢が提供されることとなります。市教育委員会は同校の開校を、牛久市内の公立中学校と市立中学校が学業やスポーツ、芸術などさまざまな分野で連携し、互いに切磋琢磨しながらそれぞれの教育の質を高めていくためのよい機会と捉えております。

市教育委員会といたしましては、児童生徒が安心して学べる学校づくりと、社会性や道徳性ととともに質の高い学力を育成することで教育に対する市民の皆様の期待に応えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私からは、御質問1番、市債残高の減少策についての御質問にお答えいたします。

牛久市の市債残高の減少策といたしましては、議員御質問の両方の手法を効果的に活用しながら残高の減少に取り組んでおります。具体的には、元金償還額以下に借入額を抑えるという手法を継続することで、ひたち野うしく小学校整備で一時的に膨らんだ市債残高を平成21年度以降の5年間で約10億円の市債残高の削減を進めており、住民生活に必要な投資はしっかりと行いながら、市債残高の抑制に積極的に取り組んでまいりました。事業の計画的な実施により、国県等の補助金を最大限に活用することで、市単独の負担は最小限に抑えての事業展開をすること、また、これまで市場価格とかけ離れていたものを適正価格での発注へと転換し、さらには内部管理経費を削減することで捻出された財源を必要な事業に切りかえてまいりました。こうした歳入と歳出の両面から財政構造の見直しをすることで筋肉質な財政構造の土台が徐々にでき上がり、その結果、さきに申し上げましたような公債費抑制の取り組みまで行えるようになってきたところであります。

しかしながら、牛久市を取り巻く財政状況は大変厳しいものとなっており、少子超高齢化は進み、税収が減収する中、平成35年度には単年度で約12億円の減を見込んでおります。一方、高齢者医療などの扶助費を初めとした義務的経費は右肩上がりにふえ、このままでは市の財政はますます圧迫され、悪化の一途をたどるのは明らかであります。そのため、市の継続性を考えれば義務的経費の一つである公債費の抑制を図ることは必要不可欠であり、また、将来の牛久市を担う子供たちの世代に負担を背負わせてはいけないということは、今の牛久市を担う我々の義務であると考えております。

今後につきましても引き続き財政運営の着実な市債残高の減少策について取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 私からは、教育の政治的中立性の確保についてお答えいたします。

教育の政治的中立性については、石原議員の御質問の中にもありましたように教育基本法第14条第2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めています。これについては、多数の者に対して強い影響力を持つ教育について、一党一派に偏った政治的主義・主張が持ち込まれてはならないことを意味するものだと理解しております。

現在の教育委員会制度においては、首長から独立した執行機関で教育行政を行うことにより特定の党派の利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることに

より個人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっており、教育の政治的中立性については確保されていると考えております。また、教育委員につきましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、同一政党に所属する委員が過半数を超えないよう任命及び罷免を行うこととされており、特定の政党の利害に左右されない仕組みとなっております。

今後とも教育行政につきましても政治的中立性を確保するとともに、保護者や地域住民の方の意向を反映させていきたいと考えております。

また、委員の任命に当たりましては年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しながら適任者を選任しております。特定政党の議員OBであることは選任に際しての優先事項とはなっておりません。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 続きまして、特別養護老人ホームの整備のあり方についてお答えいたします。

特別養護老人ホームは、平成12年の介護保険法制定までは昭和38年に制定されました老人福祉法に規定され、日常生活において常に介助・看護が必要で自宅での生活が困難な方が対象とされ、各福祉事務所で入所判定を行い、可否を決定しておりました。介護保険法制定後は介護老人福祉施設の名称もあわせ持ち、要介護認定を受けた在宅での生活が困難な被保険者のついの住みかとして多くが整備されてきました。介護保険法制定以前に整備された施設につきましても2名ないし4名が同室で生活する多床室が整備されておりましたが、近年は入所者のプライバシー保護のため、国のガイドラインでもユニット型個室の整備を推奨してまいりました。しかし、3年ごとの法改正による介護報酬改定や要介護認定者の増加により特別養護老人ホームへの入所は非常に狭き門となっており、低所得者対策、入所待機者の現状を見ますと、多床室の整備も必要であると認識をいたしております。

そのような観点から牛久市では本年3月、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしまして、4名までが入室できる多床室の整備基準も独自に設けており、茨城県でも同様の条例を制定しております。

今後も高齢者、入所待機者や要介護認定者の状況を見ながら、地域利用者のニーズに合った施設整備を進めてまいります。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは私のほうから、4番目の農業行政についての御質問にお答えいたします。

初めに農地中間管理機構のもたらす影響等についてでございますが、農地中間管理機構は本年10月25日に閣議決定された農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の集積

と集約化を図ることにより、担い手や農業法人及び企業の農業への参入促進など農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的な受け皿として都道府県に設置するものであります。しかし、農地中間管理機構が耕作放棄地などの農地を借りても貸出先が見つからず、機構に塩漬けになることが懸念されているところですが、政府は2020年までに12万ヘクタールを農地として復元することを目指しております。

農業委員会の役割につきましては、農業委員会の農地情報をもとに機構と連携して農地所有者の意思確認や利用調整を行い、理解と協力を得るための新たな制度の推進を図るため、その役割は重要になってくるものと考えております。

うしくグリーンファーム株式会社は、設立以来、市が直接農地所有者と交渉して約29ヘクタールの農地を無償で借り受け、営農を行っているところです。また、うしくグリーンファームで耕作放棄地を解消した農地も規模拡大農家や当市に参入している企業に約9ヘクタールを市と農業委員会が連携してあっせんしております。したがって、来年度に設置予定されております農地中間管理機構の役割を先行して実施しているところです。

今後、当市といたしましては国や県の動きを注視しながら、うしくグリーンファーム株式会社を初めとする担い手が経営規模拡大による産地競争力の強化が図れるよう必要な支援を行ってまいります。

次にトラクターの盗難防止策につきましては、御質問のタイヤロックは茨城県警の提案により常陸大宮市にある企業が開発したものと認識しておりますが、これはトラクターのホイールを固定することで盗難を防止するものであります。

市及び市担い手協議会が保有する農機はうしくグリーンファーム株式会社で管理してきたところですが、本年第1回議会におきまして鈴木議員の御質問にお答えしましたが、昨年11月に盗難の被害以降、集出荷場内で管理しているところですが、防犯カメラの増設、フェンスの設置及び門扉の強化により再発防止を図ってまいりました。また、今後は平成26年3月の竣工を目指して建設中の農産物処理加工施設を兼ねた農業機械保管庫内で集中管理できるように計画しているところです。その他の盗難防止装置につきましては、その導入費用や効果等について検討してまいりたいと考えております。

**○議長（山越 守君）** 市民部長坂野一夫君。

**○市民部長（坂野一夫君）** 私からは、5番目、海外の自治体との友好都市提携についてお答えいたします。

まずワインビレッジ構想等とスローシティの関連性についてですが、スローシティ運動は、食の地産地消を初め地域の固有文化や風土を生かすまちづくりにより、住民にとって心地よいまちづくりを進める運動です。この考え方が成長期から成熟期への転換を迎え、地域とのつな

がりやライフスタイルの充実を重視し、市民の定住を目指した牛久市のまちづくりの方向性と一致するため、牛久市第3次総合計画の土地利用の基本方針として、また都市計画マスタープランの目指す将来像としてスローシティを位置づけております。

ワインビレッジ構想は牛久市の将来像であるスローシティを実現するための構想の一つです。この構想は議員も御存じのとおりシャトルネッサンス、駅前ビル「エスカード」の活性化、水と緑のネットワークの3つのテーマから成り立っており、この基本となる考えが、地域の自然資源や歴史資源等を活用し、中心市街地に回遊性のあるにぎわいを創出するまちづくりとなっております。

次に、今回の友好都市調印に至るまでの経過につきましては、市長が議案説明前の挨拶で申し上げたとおり、イタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市では以前から日本の市町村と交流したい意向を持っておりました。そんな折、牛久市出身の塚原一成氏の推薦を受け、平成22年2月にグレーヴェ・イン・キアンティ市から牛久市と交流をしたいとお誘いがありました。そして平成22年10月に市長が訪問し、現地を実際に見て、グレーヴェ・イン・キアンティ市と交流することが牛久市のまちづくりにとって大いに参考になることを確信して帰国いたしました。その後、グレーヴェ・イン・キアンティ市とは手紙やメールのやりとりを続けてきました。牛久市としてはその間、スローシティのまちづくりを一層進め、またキアンティ地方産のれんがを牛久駅東口の改装に使用する計画を進めるなど、グレーヴェ・イン・キアンティ市との経済交流も開始する予定です。平成25年8月には「スローシティまつり」を開催するなどの取り組みを続けて、友好都市提携について牛久市とグレーヴェ・イン・キアンティ市双方の合意が形成されましたので、市長が議長とともにグレーヴェ・イン・キアンティ市を訪問し調印式を行うものです。

今回、友好都市提携調印に関するグレーヴェ・イン・キアンティ市との連絡は市役所観光課職員のモレッティさんを通じて行っております。モレッティさんは市役所における友好都市交流の担当者でもあります。

次に友好都市提携調印式の出席者であります、市長、議長、国際交流を主管する立場としまして私市民部長及び市民活動課課長補佐、通訳といたしましてイタリア人である環境政策課の研究員の5名が出席いたします。このほかに、全員協議会でも申し上げましたが、民間の方が3名出席します。

最後に、グレーヴェ・イン・キアンティ市の牛久市以外の姉妹都市提携状況は、デンマーク、アメリカ、ドイツ、西サハラ、フランス、クロアチアの6カ国、7都市であります。

今後ともグレーヴェ・イン・キアンティ市との交流事業について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 2点について再度のお尋ねをいたします。

教育行政のところで教育における政治的中立性の確保についてでございますが、部長からは教育委員の任命に際して保護者の意向を反映するという旨の御答弁がありました。それに関しまして、これまで教育委員の任命に際しては保護者からどのような意向が反映されていたのか、また、今回の教育委員の任命に際して保護者からどのような意見や意向が示されたのか、それについてお尋ねをいたします。

次に農業行政についてでございますが、農地中間管理機構のもたらす影響等についてでございます。グリーンファームに関して、次長の答弁ではグリーンファームは役割を先行しているんだという御答弁がございましたが、今回の農地中間管理機構が設置された場合、グリーンファームの農地の借り受けに関しては全く何らの影響もないというふうに理解しているのかどうか、確認の意味で再度のお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 教育委員の任命につきましては、さまざまな職業の方を選定しております。中でも保護者につきましては必ず入れなければならないというふうになっておりますので、前々から保護者の方を入れておまして、今回も入れました。それで、実際教育委員会の会議の中でも生の声、保護者としての生の声を出してもらっております。そういう関係です。それから、委員会の会議だけでなくさまざまな場面、会合がございますので、その中でも特に若い保護者の方が今回入りましたので、学校関係の生の声を聞かせていただいております。以上です。

○議長（山越 守君） 環境経済部長、ああ失礼、環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 御質問でございますが、グリーンファームの借りている土地にこれは影響があるのかという御質問でございます。現在うしくグリーンファームが借り受けている土地につきましては、地主の方と貸借契約、これを結んでございます。現在3年から3年、5年、10年という形で契約を結んでございます。これについてこの契約が継続できるもの、契約が継続するというふうに認識しております。また、この制度、中間管理機構の制度につきましてはこの後詳細等も提案、提出されてまいりますので、その動向を見守っていきたいと考えております。

以上です。（「議長、18番」の声あり）

○議長（山越 守君） 答弁漏れか何かでしょうか。

○18番（石原幸雄君） 答弁漏れと申しますか、私がお尋ね、教育の政治的中立性の確保についてお尋ねした内容が、いわゆる保護者、その政治的中立性の確保について保護者からはどのような意向が反映されたり意見が出ているのかということでありまして、ちょっと答弁が違うように感じましたので、それについてはいかがですか。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 当然保護者は偏った政治的な偏りを望んでおりません。当然、中立性を望んでおることは当然でございます。

○議長（山越 守君） 次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、おはようございます。公明党尾野政子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目は、2016年から導入されます共通番号制度についてであります。マイナンバー制度とも言われますが、ことしの5月にこの関連法が国会で成立をいたしました。皆様御存じのとおり、国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や税の情報を一元管理する制度で、それぞれの国民の所得状況や年金、医療などの受給実態を正しく把握して、効率的な社会保障給付を実現することが目的とされております。2年後にスタートとあって、自治体によっては庁内に準備本部を設置し、制度に関する情報の共有や役割分担の調整、課題の洗い出しと問題点の検討に取り組んでいるとの報道もされております。牛久市においても今、準備がなされているかと思われま。この番号制度についてはさまざまな分野で利用されるため質問も多岐にわたってしまいそうですので、今回は①の市民目線から見て現状と何がどのように変わるのかという角度から質問をさせていただきたいと思ひます。

この制度の導入により国民の手續負担の軽減につながるというふうに言われておりますけれども、具体的にどういう事例があるのか一、二例お示しいただければと思ひます。また、個人番号はどこが発行し、どのように通知をされるのか、そしてまた個人番号通知カードと個人番号カードと2種類あるようですけれども、これの違いと利用の仕方についてもお願ひしたいと思ひます。個人番号カードが発行されると今使っている住基カードの扱いはどのように変わっていくのか、その他、大きく変わる点がございましたらお示しをいただきたいと存じます。

②として、メリットとデメリットについて、またデメリットの対応についてお願ひをいたします。

3点目は、共通番号制度導入に伴い、コンビニでの住民票等の発行の実施についてお伺いをいたします。このテーマにつきましては昨年の9月議会で、さらなる市民サービスの向上のため、コンビニでの証明書の発行導入を提案させていただいておりました。このときの御答弁は、

証明書のコンビニ交付に必要な住民基本台帳カードは、今国会に提出されている法律案が成立しスケジュールどおりに進んだ場合は平成27年度には新たな発行は終了し、個人番号カードに切りかわる予定であり、牛久市としましては今後の国の動向を見ながら証明書のコンビニ交付を検討していきたいと考えておりますという内容でございました。この答弁の内容のとおりマイナンバー法案が国会で成立し、2年後はマイナンバーカードに切りかわることが決まりました。そこで、改めてこの多様化する住民ニーズに対応するコンビニにおける証明書等の交付について市の御所見をお伺いいたします。

続きまして大きな2点目、雑誌スポンサー制度の導入についてであります。国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近、多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が多くあります。例えばコンビニエンスストアと提携し24時間いつでも図書の受け取り・返却ができるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD・DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されたカフェでコーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえております。そのアイデアの一つに近年、企業、団体または個人が図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があり、導入する自治体が全国に広まりつつあります。具体的には雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、かわりに雑誌最新号のカバー表面にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みが一般的だそうです。図書購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業などのPRや市民サービスの向上にもつながる有効な施策として今、注目をされております。

神奈川県平塚市では、昨年3月から、図書館の経費削減と雑誌コーナーの充実を図るため同制度を導入いたしました。広告の応募対象は市内外の企業や商店、組織など個人を除く各種団体で、スポンサーとなった団体は図書館が作成した週刊誌や月刊誌など50種類のリストの中から提供する雑誌を選び、書店と年間購読契約を結んで発売日に図書館に雑誌を納入します。納付された雑誌の最新号に装着された透明カバーにスポンサーが作成した広告を掲載、また、雑誌の裏面に縦4センチ、横13センチ以内の大きさでスポンサー名も表示されています。図書館長は、雑誌カバーは多くの市民の目にとまり、広告効果は高いと述べ、今後商工会議所などにも協力を呼びかけ、広くPRをしていきたいと話しているとのことでございます。また、岐阜・各務原市でも制度導入後スポンサー企業が徐々に拡大、現在近隣の大学や企業など9つの団体が合計33誌を市内4カ所の図書館に提供しており、市中央図書館の館長によりますと幼児教育に関する雑誌が多数提供されたことで子育てに奮闘するお母さんたちに好評を得ている、今後各図書館では制度の周知徹底を行い、雑誌コーナーのさらなる充実を図っていく考え

とのことであります。また近隣の取手市では、美容院を経営しているスポンサーの方から、雑誌に広告を掲載してもらってからお店のお客様がふえております、ありがとうございますとお礼の電話も入っているとのことでした。

広告の収入金額は大きいとは言えませんが、少しでも自主財源の確保につながることを期待し、雑誌スポンサー制度の導入を提案いたしますが、市の御所見をお伺いいたします。

3点目は、公共交通の充実についてであります。

本年4月から、朝夕の通勤時間帯に運行する通勤ライナー上柏田・むつみルートとさくら台・みどり野ルートが新設されました。牛久市地域公共交通総合連携計画の中の通勤通学者に対応したバスの新設に対する目的が書かれております。目的の内容は、通勤通学で牛久駅やひたち野うしく駅を利用する市民に対してバスサービスを提供することで、1. 生活利便性の向上、2. 公共交通を利用した生活スタイルの促進、3. 駅周辺の混雑緩和を目指しますとあります。特に駅周辺の混雑緩和については、牛久駅前については利用者の割にロータリーが狭く、牛久駅の駅前広場は特に朝夕は送迎の車で混雑し、事故につながりかねない状況だったかと思えます。通勤ライナーの新設は混雑の緩和につながる施策と思われれます。

通勤ライナーの新設はこれらの目的を満たしつつあると思いますが、実際の通勤ライナーの現状と効果、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

最後に、②の高齢者等へドア・ツウ・ドアの交通手段確保についてであります。

この質問の前に、日経グローバル11月号の特集の中に全国市区の高齢化対応度調査の結果が出ておりましたので、少し紹介させていただきたいと思えます。来るべき本格的な高齢社会を前に、自治体はどのような手を打っているのか。高齢者にとって地域のハード、ソフト両面の環境はどんな状況なのかを探ろうと、日本経済新聞社は初の全国市区高齢化対応度調査を実施いたしました。医療・介護分野、生活支援・予防分野、高齢者の社会参加などについて幅広く聞き、点数をつけてランキング化しております。対象としたのは全国の812市区、そのうち702市区から回答がありました。ちなみに牛久市は総合順位として702番中27位、医療・介護分野では23位と上位にランキングされており、茨城県下ではトップになります。牛久市の日ごろからの高齢者対策の取り組みが評価されたものと感じております。

この調査の生活支援・予防分野で主な市の買い物困難者対策が紹介されております。この中で岡山県総社市の事例が載ってございました。岡山県総社市が一律300円どこでも車で送迎する雪舟君、雪に舟と書きます、雪舟君を始め、ことして3年目を迎えたそうです。利用者の約8割は60歳以上で、お年寄りの足として定着しており、ほかの自治体の視察が後を絶たないとのことでもあります。雪舟君は電車の駅やバス停から遠い高齢者らの交通手段を確保するため2011年4月に誕生、事前に名前を登録して電話で予約すればワンボックスカーが迎えに

訪れ、自宅からスーパーなど市内の希望した場所へ送ってくれます。乗り合い方式のため自分の目的地以外にも立ち寄り時間もかかるが、利用者からはバス停まで歩くより断然いいと好評を博しています。ただ、こうした送迎サービスは公共交通の空白地区を抱える地域から注目を集めますが、既存の交通機関との調整から導入は難しいのが実態とのことでもあります。総社市の場合はバス業者と運行区間や時間を分け、利用者にタクシーの割引券を配付し活用を促すなどして共存を図っているとのことでございます。また、身近なところではつくばみらい市が来年4月から2つのタクシー会社と連携しワゴン車でドア・ツウ・ドアのデマンド型乗り合いタクシーを導入します。片道どこでも500円、1カ月往復2回まで利用できるとのことでございます。小学生が200円、障がい者の方が200円、中学生は500円、高齢者に限らずどなたでも利用できるとのことでありました。

牛久市においてもバスの利用困難な高齢者等の交通弱者への対応としてドア・ツウ・ドアの交通手段の確保が必要かと思われます。さまざまな課題もあるかと思われますが、今後の足の確保のために今後の取り組みの展開についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴大変にありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 尾野政子議員の公共交通の充実についての御質問にお答えしたいと思います。

コミュニティバスかっぱ号通勤ライナーの現状と効果及び今後の取り組みについてお答えいたします。コミュニティバスかっぱ号は本年4月から、通勤者を対象とした通勤ライナーを市内の2路線で運行を開始いたしました。この取り組みは、お年寄りなどを対象とした交通弱者対策としての日中の運行に影響のない朝夕の時間帯を利用して通勤者を対象としたバスを運行し、牛久駅東口に1日当たり約3,900台往来する自家用車による送迎に対して公共交通への転換を促し、駅前の渋滞緩和に役立てようとするもので、駅東口で行った送迎車両へのアンケート調査結果をもとに送迎車両の多かった2つの地域を特定し路線を決定したものであります。運行を開始した本年4月の利用者数は、上柏田・むつみルートで月1,160名の利用者があり、1便当たり3.7人、さくら台・みどり野ルートでは月982名の利用者で1便当たり5.2名となりました。10月の利用者数は、前者が46%増の月1,696名の利用で1便当たり5.1人、後者が15%増の月1,133名の利用で1便当たり5.7人と、いずれも増加傾向を示しております。今後の取り組みといたしましては、利用者からの声を受け、さらに使いやすくするために本年12月にダイヤ改正を行い、あわせて利用促進のためのキャンペーンを展開してまいります。これによりJRとの接続時間が改善され、より使いやすくなり

ます。今後、駅東口の改修工事により渋滞等も予測されますので、より一層かっぱ号を初め公共交通への転換を促し、利用者増を目指してまいります。

次に、高齢者等へのドア・ツウ・ドアの交通手段につきましては、平成24年3月に策定した牛久市地域公共交通連携計画において、短期に実施する施策の一つに定めているデマンド型の地域主体の移送サービスの導入・支援制度に位置づけております。これまではコミュニティバスかっぱ号等の再編等に注力してきましたが、今後は地域の特性や既存の公共交通事業者との関連等を勘案しながら調査研究を進め、当市にとってよりよい手法の検討を進めてまいります。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私からは、2016年から導入される共通番号制度についての御質問にお答えいたします。

この共通番号制度は、市民一人一人に重複しない個人番号を振り、この番号を活用し地方自治体などがそれぞれ管理している個人の情報をネットワークで連携させ、相互に利用する仕組みです。この制度を導入することにより、年金や児童扶養手当などの社会保障の給付申請の際に市民がみずから住民票などの添付書類をそろえる必要がなくなります。また、市といたしましても役所間でデータをやりとりすることができるようになるため、各種手続の審査や認定などの事務の効率化・簡素化を図ることができ、その効果は大きいと考えます。今後のスケジュールとして、牛久市は2015年10月を目途に市民全員に対して個人番号を指定し、紙製の番号通知カードを無料で送付することとなります。そして2016年1月からは希望者に番号通知カードと引きかえにICチップ入りの個人番号カードを交付することとなります。交付される個人番号カードは氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が表示され、写真つきの住民基本台帳カードや運転免許証と同じように身分確認証として使うことができます。なお、現在交付されている住民基本台帳カードについては2016年1月を過ぎても有効期限まで使用することができます。また、個人番号カードは住民基本台帳カードと異なり特定の個人を識別する機能が標準で備えられているため、市町村が証明書のコンビニ交付を導入しやすい仕組みとなっております。証明書のコンビニ交付は市民にとってより身近で便利なサービスであるため、導入につきましては今後の国の動向や市民のニーズを検討しながら対応していきたいと考えております。また、個人番号の利用につきましても社会保障、税、災害対策などの各分野において複数の課が関係することとなるため、関係各課が連携し活用方法について検討してまいります。共通番号制度についての市民への周知につきましては、国の具体的な内容が示され次第広報紙やホームページ等で説明してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 雑誌スポンサー制度の導入についてお答えいたします。

雑誌スポンサー制度とは、中央図書館が購入している雑誌の購入代金を事業者負担していただくことにより、その雑誌の最新号のビニールカバーに事業者名が標記され、裏表紙には広告を掲載することができる制度のことです。この制度は、図書資料の一つである雑誌を広告媒体として活用することにより民間事業者等の情報発信の場を提供することで地域の産業振興の一助となるとともに、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図るといった効果が期待できるものと考えられます。

雑誌スポンサー制度の今年度実績につきまして導入している近隣自治体に聞き取りをしたところ、取手市では18誌で年間約14万円、阿見町では8誌で年間約4万円と聞いております。また、土浦市では制度を導入しているものの、現在はスポンサーがついておりません。雑誌は新聞と同様に情報の速報性にすぐれるなどの利点もあり、特に最新号は図書館でも利用率の高い資料となっております。中央図書館での今年度の雑誌購入は週刊誌11誌、月刊誌105誌、その他季刊誌など34誌の計150誌、購入費用は年間約150万円となります。雑誌スポンサー制度の導入につきましては、市の公共施設である図書館に備える雑誌のスポンサーということですので、誰でもよいというわけにはまいりません。スポンサーの条件や掲載できる広告の内容などの課題を整理しながら、現在導入を検討中の県立図書館を初め他自治体の導入状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番小松崎 伸君。

〔6番小松崎 伸君登壇〕

○6番（小松崎 伸君） 政明クラブの小松崎 伸です。通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず第1点目でございますけれども、広域的、特徴的な街づくりの推進についてということでございます。

牛久市は平成19年、都市観光を軸とした牛久駅周辺活性化を目指し、うしくワインビレッジ構想を掲げました。しかし、東日本大震災により年間50万人が訪れるシャトーカミヤは甚

大な被害を受け、構想の大きな柱であるシャトルネッサンスは休止状態にあります。ただし、ぶどう・ワインづくりの歴史やシャトーカミヤという文化遺産はまさに他に類を見ない地域資源であり、今後も牛久市の特徴的なまちづくりの象徴として守っていくものであります。うしくワインビレッジ構想の中では独自の個性を持った牛久らしいまちづくり、活気あるまちづくりのキーワードは都市観光とありますが、将来を見据え、改めてその御所見をお伺いをいたします。また、平成23年度からの牛久市第3次総合計画の中では将来像、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」を実現するため、新しい目標像を設定しております。特に第5章「いきいき・魅力あふれるまち」の中では都市機能の向上や積極的な企業誘致の推進、中心市街地の活性化などがあり、現状、課題、施策目標、主要事業が示されております。その進捗状況についてお聞きをいたします。

さて、牛久市と隣接するつくば研究学園都市は今年50周年を迎え、記念式典が開催されました。昭和38年の閣議了解以来、研究・教育機関のほか商業・業務施設、住宅などを計画的に配置し、整備が進められてきました。そしてつくばの科学技術の集積を生かすため、平成23年、つくば国際戦略総合特区の指定を受け、新事業、新産業の創出に取り組んでおります。規制緩和や税制上の特例措置などを効果的に活用して産・学・官連携システムを構築し、4つの先導的プロジェクトが進められています。それは次世代がん治療の開発実用化、藻類バイオマスエネルギーの実用化、生活支援ロボットの実用化、世界的ナノテック拠点の形成であります。そして政府は特区計画で定めた事業を行う企業を対象に法人課税の税率を抜本的に引き下げる制度をつくることなどを掲げ、来年の通常国会で関連法の改正を目指しております。

牛久市はもともと昭和62年の第4次全国総合開発計画では土浦、つくばとともに業務核都市に位置づけられています。先導的・国際的プロジェクトにかかわり合いを持ち、我が国最大の研究開発拠点つくばと隣接する利点を十分生かした企業誘致、集積、まちづくりを推進すべきと考えます。ことしの6月定例議会の中で同僚議員が牛久市に民間企業の研究所の集積をという提案型の質問をし、答弁は調査研究の対象とするでしたが、牛久市は今後光り輝き続けるまちにするためには、より広域的・特徴的まちづくりを具体的戦略をもって推進すべきと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

次に、小中学校施設の今後の展開についてであります。

ひたち野うしく地区の人口は若い世代を中心に急増し、小中学校の児童生徒数が予想を大幅に上回ってふえています。そのため、今年度より市内の一部小中学校通学区域が変更になり、通学ルート、通学距離も大きく変わりました。また、ひたち野うしく小が増築され、中根小、下根中が増築予定であります。牛久市にとってひたち野うしく小学校は若い世代を呼び込む広告塔でもあり、人口増加のシミュレーションを考えれば当然1学年3クラスでは小さいはずだ

ったのでありますが、補助金の関係等もあり、その規模でスタートしたものと思われます。今後ひたち野うしく地区の小中学校増築が予定されておりますが、近い将来校庭隣接土地の買収、公立幼稚園建設等も考慮すれば、今まで以上に特に財政面におきまして計画性を持った対応が不可欠と思われます。そして最近では新しい中学校開校の期待も耳にするようになっております。今後も人口増加が見込まれますひたち野うしく地区の小中学校への対応について、改めて御所見をお伺いをいたします。

次に、学校施設耐震補強についてであります。

牛久市内の小中学校の校舎は全て耐震補強工事が完了しており、これはしっかりとした計画のもと遂行した結果であります。次に体育館についてであります。耐震補強が終わっていない学校は3校あり、新築中の学校が1校あります。体育館は学校だけでなくその地域の避難場所として極めて重要なものであり、今後の耐震補強工事または建てかえが計画どおりかつ確実に実施されることを強く要望いたしますが、御所見をお伺いをいたします。

次にプールについてお伺いいたします。

現在、特に中学校のプールはビオトープとして運営されており、水泳の授業は下根の運動公園プールで実施されております。しかし、中学校のビオトープは管理面においては十分とは言えず、特に原発事故以来、学校内の危険な場所と言えます。私自身中学校のプール清掃奉仕活動を年2回ほどお手伝いをしてしておりますが、実際は野放し状態にあり、草刈りだけでも1日で終わらず、とてもビオトープと言える状態にはありません。今後中学校のプール運営、管理についてお伺いをいたします。

今議会に先立ち牛久市は、計画をしていた地域交流センターの建設を延期いたしました。これは市の財政を考慮すれば当然のことであり、事業の優先順位をしっかりと再確認をしていただきたい。前議会におきましても財政面で投資的事業への過大投資を指摘いたしました。今後の学校施設の展開につきましては財政面で十分な計画性を持った最優先事業と思料いたしますが、改めて御所見をお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わりとします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 小松崎 伸議員の広域的、特徴的なまちづくりの推進についての御質問にお答えします。

ワインビレッジ構想においては、都市観光を軸とした地域の歴史・文化資源を活用する施策により、住む人にとっても牛久を訪れる人にとっても心地よいまちづくりを進めることを目的としております。当初計画していた3つの柱であるシャトルネッサンス、駅前ビル「エスカ

ード」の活性化、水と緑のネットワークについても現在着実に整備が進んでおります。シャトー  
ールネッサンスについては、牛久市第3次総合計画の第5章にある「いきいき・魅力あふれる  
まち」の中心市街地活性化の主要事業として、シャトーカミヤ周辺における回遊性のあるにぎ  
わいの創出を目指し、その第一段階として景観に配慮し、牛久の顔となるような、世代に関係  
なく人が集まることのできる牛久駅東口の再整備を進めております。整備スケジュールといた  
しましては、平成26年度末に駅前広場、平成27年度以降に街路及びステーションパーク整  
備を予定しており、現在災害復旧工事中であるシャトーカミヤの再オープンに合わせ、市民に  
も来訪者にも楽しめる回遊性のある駅前のリニューアルを実現する予定であります。駅前ビル  
「エスカード」の活性化では、平成24年8月に4階のエスカードホール及びスタジオをリニ  
ューアルオープンしたことに続き、今年4月からは牛久駅直結のエスカード牛久2階に総合案  
内所となるエスカードプラザを設置し、市民の利便性向上を初め、牛久を訪れた人をおもてな  
しする牛久市の顔としてふさわしい施設となるような総合案内所を目指して運営を開始いたし  
ました。また、1階にはゼロ歳児から1歳児の保育を行う子育て支援施設として、仮称ではあ  
りませんが、「牛久ふれあい保育園うしく駅前分園」が平成26年2月開園に向け準備を進めて  
おります。水と緑のネットワークでは、牛久沼周辺にある水・緑等の自然や歴史・文化資源な  
どをネットワーク化し、市民が憩い、観光客が歩いて楽しい空間づくりを市民との協働により  
目指すことを目標としております。当市ではこの構想に基づき観光あやめ園の拡張及びトイレ  
の改築、牛久沼かっぱの小径の愛称の散策路整備など各施設の整備を実施することで、住んで  
よし、訪れてよしの都市観光を実感できる空間づくりを進めております。

次に、業務核都市構想を契機とする企業誘致及び集積によるまちづくり推進についてござ  
いいますが、バブル経済崩壊による日本経済の低迷により、当該地区の計画が大幅に見直し、縮  
小されました。このような社会状況の変化に伴い、当市では首都東京のベッドタウンとして発  
展してきた牛久の特性を生かすことが今後のまちづくりの方向性と考え、東京・つくばの双方  
向を見ることができ、また成田にも交通の便がよい立地を生かしたまちづくりを進めておりま  
す。もちろん業務集積を諦めたわけではありませんが、東京・つくばの双方で働く人のベッド  
タウンとして良好な住環境とするための再整備を進め、子育てがしやすい安全安心なまち、住  
みやすく、ずっと住み続けたい住居系のまちを目指すことが地域の特性を生かした当市の役割  
の一つと考えております。

最後に積極的な企業誘致の推進策でございますが、当市では圏央道のインターチェンジ周辺  
における企業誘致を積極的に進めてまいります。当市独自の企業誘致条例に基づく既存立地企  
業のアフターフォローにより市内でも幾つかの事業所での大規模な増築が計画されており、そ  
の効果があらわれてきておりますので、御理解を賜りたいと思います。

もう発表してもいいと思いますが、一つ、企業誘致の中での成果として日本メクトロンさんが隣接地にこれから大幅なといいますか、当初の計画では約1万平米の建屋を計画すると言われておりましたけれども、最終的にはまだ決定をしておりませんが、その規模は、ただそれに近い建屋で茨城県内の日本メクトロンさんの工場ないし物流を集約化する、そういう方針が決定し、そして今の既存の工場の隣接、約1.1万平米ございますが、そこに建設をするという基本的な発表があり、つくば市の市長さんのほうに先日、つくば市からの撤退、それを申し入れしてきたというふう聞いております。それと、企業誘致におきましては、太田胃散さんが約4.5億円かな、50億円近い投資を決定し、建築確認等がありますので、それが終われば来年早々工事を着工するというので、太田胃散さんにとっては日本でたった唯一の工場が牛久市にあるわけでございますので、その辺も議員の皆様には御理解いただきたいと思います。それと同時に牛久市にもう一つあるホギメディカルさんですね、これは300億からの投資をもう2年前から継続して今、投資中でございます。そのように非常に大規模な投資も現実に進みつつあるということを御理解いただきたいと思います。

それから一言、小松崎議員が誤解して受けとめておりますので、一つだけ説明しておきますが、24年度ですね、が、大幅、国のアベノミクスによる大幅な補正予算、それによって牛久は20億からの事業をその大型補正の中で予算として取得したわけでありまして。そのことによって、24年度末でございますから、工事自体が25年度ということで、25年度の予算の当初予算にもともと入っている事業を合わせますと単年度では大幅な、いわゆる過大な投資というふうに申し上げましたけれども、その25年度の事業についてもいわゆる年度年度の実施においてはですね、財政の裏づけを持った形で牛久市の場合は次年度に繰り越しするという形で事業の平準化をしておりますので、その単年度単年度でもって全て予算執行しているとかということじゃありません。多年度にわたる、いわゆる複数年度にわたる実施をしているということの御理解ももう一方でないと、単年度だけの認識では余りにも時代おくれではないかというように御指摘申し上げておきます。ですから、市債残高云々ということについてもそういう中で一時的に24年度末においては15億円から減ったとかという御指摘はございますが、新年度に入ってもう25億円にちゃんと維持をされておりますので、そういう短期的な、一断面的な見方をするのでは牛久市政に対する正しい理解はできないだろうというふうに思っております。それだけよろしく願い申し上げます。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問2番、小中学校施設の今後の展開についてお答えをいたします。牛久市は、「子育て・教育日本一」を掲げ、投資的事業では小中

学校施設の耐震補強、大規模改修を含め新設、増改築等にこの10年間で総額80億円を超える予算を投入しております。平成15年度より耐震補強工事と大規模改修工事を計画的に進めるとともに、UR都市再生機構の開発によるひたち野うしく地区の人口の増加に対しひたち野うしく小学校の分離新設を行うなど、学校施設整備を最優先に進めてまいりました。しかしながら、同地区の人口は特に30歳代の子供のいる若い世代が多く、計画を上回るスピードで増加しており、財政状況の厳しい中、短い期間での対応を求められている状況でございます。当初、国の補助制度を有効に活用するため、適正な学校規模の普通教室18教室で開校いたしましたひたち野うしく小学校では、平成24年度に6教室の増築を行いました。今後の児童の増加の推移を見ながら2期工事も予定しております。また、中根小学校と下根中学校につきましても国の補助制度を活用した校舎増築等を検討しており、実施設計について準備を進めている状況にあります。

小中学校の体育館につきましては、旧耐震基準の建物が6棟ありますが、2棟が耐震改修済みで、本年度、岡田小学校で建てかえを行っております。残り3棟のうち向台小学校と牛久第三中学校の体育館は耐震計画の実施設計を今年度行う計画でおります。また、牛久第一中学校の体育館は平成28年度に改築を予定しております。

今般のひたち野うしく地区における生徒数の増加につきましては、過去向台小学校に見られたような一時的な増加であると見込まれ、校舎増築により対応できると考えております。小中学校を分離新設することは近隣市町村に見られるような学校統廃合になる可能性が大きく、財政負担が甚大であります。生徒数の増加に対しては校舎の増築等で対応する方針であり、ひたち野うしく地区に新設校の予定はございません。

次にプールについてでございますが、御指摘のとおり中学校の水泳の授業は下根の運動公園で実施しており、プールを現在ビオトープとして利用しております。維持管理面の課題も含め、今後、プールの利活用について埋蔵文化財の保管場所などに利用することなど幅広く検討していきたいと考えております。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時50分休憩

---

午後 1時00分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番諸橋太一郎君。

〔9番諸橋太一郎君登壇〕

○9番（諸橋太一郎君） 諸橋太一郎です。通告に従いまして2点の一般質問を行います。

初めに、消費税増税に伴う現金給付について御質問いたします。

政府は、来年4月予定の消費税増税時に所得が少ない人へ現金を配る簡素な給付措置の概要をまとめました。安倍首相は現金給付措置や法人減税などで景気の腰折れを防ぐことを考えとして示し、増税への理解を求めています。現金給付措置は増税による家計への打撃が大きい低所得者の負担を軽くするため実施されます。概要によりますと支給対象者は基準日に市町村の住民基本台帳に登録されている市町村民税均等割の非課税者、このうち生活保護者らは別途生活保護費の見直しなどで消費税増税の影響分を手当てするため対象から除外する。支給額は1万円を基本とし、基礎年金や児童扶養手当などの受給者は支給額を上積みして1万5,000円とする。外国人も支給要件を満たせば支給する。また児童養護施設などで暮らす子供たちについては保護者の扶養家族になっていないとみなし、原則として全員を給付対象とする。ドメスティックバイオレンス被害者への対応では、裁判所の保護命令が出ているなど一定の要件を満たせば配偶者が代理申請をしても支給しない。住民登録と別の市町村にいても自治体間で調整し被害者に支給するとなっております。市町村が給与所得などから住民税の非課税世帯を確定するのが来年6月で、その後、対象者からの申請を受け付けます。申請手続は郵送か窓口で行い、後日申請書に記入してもらった指定口座に給付金を振り込む。窓口での支給は口座を開設していないなどのケースに限定するとなっております。

そこで給付にかかわる手続等についてお聞きします。現在執行部が想定している支給対象者はおよそ何名程度になると想定しているのか、また対象者への支給の方法の周知についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

私はこのような措置において対象者の受給漏れがないよう周知と対応は徹底すべきであると考えております。広報うしくやホームページへの掲載はもちろんなんですが、個別で対象者への対応をとっていただき、受給漏れのないような取り組みを切に要望いたします。

次に、給与所得者の住民税の特別徴収についてお伺いをいたします。

茨城県では、2015年度までの県内44市町村での個人住民税の特別徴収一斉実施を目指す方針です。個人住民税は所得税と同様に特別徴収が義務づけられていますが、市町村によってばらつきがあり、実施率は低迷をしております。そのため、本年度から一定規模以上の事業所に特別徴収を適用してもらおうよう市町村による働きかけや制度の周知に取り組み、税徴収率の向上や法令遵守の徹底を図るとしてしています。市町村民税と県民税を合わせた個人住民税は、地方税法の規定で所得税を源泉徴収をしている事業者が従業員の給与から特別徴収をしなければなりません、特別徴収は徹底をされておられません。これは事業者側の希望を受け入れていたため、従業員が直接市町村に納税する普通徴収を容認してきた経緯があります。個人住民

税は本来事業者から提出された給与支払報告書に基づき市町村が毎年5月末までに事業者に徴収税額を通知して徴収をしています。一斉実施となれば事業者の希望にかかわらず特別徴収が課せられることになります。全国を見ますと静岡県が2012年度、宮城県が2013年度から一斉の特別徴収を実施しております。今後は新潟県が2014年度、埼玉県が15年度の実施を決めております。

そこでお尋ねをいたします。25年度当初課税の特別徴収の割合と実績、そして2015年特別徴収一斉実施へ向けた牛久市の取り組みや課題と対策についてお伺いをいたします。

決算委員会の報告でありましたように今後収収は年々落ち込みが予想されております。市税の収入未済額は11億7,593万3,649円という大きな金額となっております。個人住民税の特別徴収は本来義務化されております。法令遵守を徹底し、徴収率を向上させるという使命感を持って特別徴収をぜひ実施していただくようお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 諸橋太郎議員の消費増税現金給付の御質問にお答えいたします。

消費税引き上げに伴う現金給付につきましては、消費税率の引き上げに際し低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な処置として簡素な給付を実施することが10月1日閣議決定されました。県からの情報としては対象者・給付額等が示されており、給付時期・実施方法などの詳細につきましては12月6日に開催が予定している市町村向けの説明会で実施素案等が示されるものと考えております。なお、給付対象者は市民税（均等割）が課税されていない者、ただし市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除くとされております。また、生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としないこととなります。

牛久市の対象者数は1万人程度と想定しており、給付額につきましては対象者1人につき1万円となります。さらに高齢基礎年金の65歳以上の受給者、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等及び児童扶養手当、特別障害者手当の受給者等には1人につき5,000円が加算となります。市民への周知方法としては、広報紙・市ホームページに掲載するとともに個別通知を行うなど、支給が円滑にできるよう対応してまいりたいと考えております。

他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでは私のほうからは、個人住民税の特別徴収の御質問にお答えいたします。

個人住民税は市民税と県民税の合計額によって算出されておりまして、所得金額の額に応じて御負担いただく所得割と一定の所得金額を超えた場合に御負担いただく均等割によって課税し、個人で納付する普通徴収と給与や年金から天引きされる特別徴収によって納付していただくこととなります。平成25年度の住民税の当初課税の状況としましては、課税した人数は4万771人で、市民税49億2,468万円、県民税が32億8,248万円、合計では82億716万円を課税した状況となっております。市民税の49億2,468万円のうち普通徴収の割合は約25%で12億1,913万円、特別徴収は約75%で37億555万円となっております。また、課税しました4万771人のうち給与所得者は約77%の3万1,231人となっており、この給与所得者のうち約70%の2万1,842人が特別徴収により課税した状況でございます。

次に、牛久市での特別徴収推進の取り組み状況でございます。特別徴収は毎月の給与から天引きにより住民税を納付することとなるため、納税者の負担軽減や納付忘れ等がなくなり、徴収率の向上につながる有効な手段であります。このことから、勤務先より提出される課税資料のうち従業員数等が記載してある課税資料をもとに、平成24年度において総従業員数が10名以上の特別徴収を実施していない事業所186社に対して特別徴収実施の依頼を行いました。今年度におきましても同様の条件で抽出し、パンフレット、切りかえ申出書を送付する準備を進めているところでございます。

最後に、茨城県内全市町村による特別徴収一斉指定についてであります。現在、平成27年度から特別徴収を実施していない事業所について特別徴収事業所に指定すべく、県が中心となり先進地での事例等を踏まえ、対象とする事業所の要件等を県内市町村と意見交換を重ね、特別徴収一斉指定が円滑に行えるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山越 守君） 次に、15番柳井哲也君。

〔15番柳井哲也君登壇〕

○15番（柳井哲也君） 政明クラブの柳井哲也です。

東京オリンピック・パラリンピック2020対策についてを質問いたします。

2020年夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決まりました。第32回大会になるそうです。東京五輪2020の誘致活動について、県市議会議長会は全会一致で推進のための決議をしました。牛久市議会においても賛成多数で可決したわけですが、東京開催が決定した現在、牛久市も積極的にこれに対応していくべきではないか。誘致すればもうそれでいいんだというんではちょっと無責任ではないか。責任と義務を感じまして質問する次第でございます。

五輪開催は極めて大きな経済効果があり、直接投資は約3兆円、経済効果は100兆円を超えるとの見方があります。出場を目指す全てのアスリートにとってはすばらしい目標となり、練習の励みになります。国としても世界一安全な日本をアピールするチャンスにもなると思います。最大の目標は、スポーツを通して関係する全ての国々の平和とよりよい世界の実現に貢献できることです。国際関係では日本と中国や韓国との関係がぎくしゃくしておりますが、日本のおもてなしでぜひとも改善していきたいものです。

1964年の第18回東京オリンピックは日本の戦後復興に非常に大きく貢献するとともに、技術革新、洋風の生活様式の導入などによって東京を中心に日本全体が大きく変わったわけでございます。カラーテレビの普及が一気に進み、高速道路の延伸や時速200キロメートル以上の東海道新幹線が開通するなど、日本の国全体が高揚し、大きく変わったわけでございます。東京オリンピックの日本ばかりでなく、韓国、中国においてもソウルオリンピックあるいは北京オリンピックにおいてそれぞれ世界のトップクラスの国に生まれ変わったように感じております。

東京オリンピック、1964年のとき、私は高校3年でした。牛久からのオリンピック選手はいませんでした。竜ヶ崎一高出身の岡野 功選手は柔道の中量級で金メダルを獲得しております。非常に喜んだ思い出があります。また、私の兄が通っていた高校出身で、やがては早稲田大学の学生となった飯島秀雄選手が短距離の100メートル走に出場することになり、国立競技場に家族全員で応援に行ったことを今でも鮮明に覚えております。国立競技場は、とにかくこれまでの運動場は土でできているのしか私は知りませんでした。行ってみたら鮮やかな茶色とグリーン、本当にね、夢のような運動場で、非常に感動したことを覚えております。牛久ではほとんど見られなかった外国人が、もう本当にね、会場にたくさんたくさんいました。私はちょっとね、興奮気味で、弟と妹を連れ歩いては外国人に話しかけ、一緒に記念写真をとって、本当にね、高揚した気分、今でも鮮明に覚えております。しかし、そのとき一番印象に残っているのは、洋式トイレを利用したことでした。今ではどこにも、どこもかしこも洋式トイレであります。日本の洋式トイレのスタートはあときだったのではないかと私は思っているぐらいでございます。私が学生時代に経験したオリンピックという夢のような現実と感動、何とも言えない高揚感というものを、2020年に開催される東京大会で牛久市の児童生徒にもぜひ味わってもらいたいと思っています。

牛久市出身のオリンピック選手といえばレスリングの小林孝至選手とトライアスロンの庭田清美選手です。牛久には現在日本一を目指して練習に励んでいるアスリートもたくさんいると思います。2020年には牛久から何人の選手が生まれるのか、夢と希望いっぱい7年間になるのではないのでしょうか。

開催地東京に至近距離にある牛久市は、あらゆる意味で大きく影響があると思われます。私は開催が決まった時点で東京五輪対策はもう始まっているということをしかりと認識しなければならぬと思っています。県南地域にはつくば市を初め牛久市にも外国人が大勢滞在しています。その人たちを頼って牛久市にも観光客がたくさん来ると思われます。もちろん国内のお客様も魅力のある牛久市にしてあげば大勢訪れてくれるのではないのでしょうか。まず第一に多くの方々に牛久市に立ち寄ってもらえるまちづくりをすることだと思います。

圏央道にスマートインターチェンジを設置すべきという意見があります。猪子と一厚西には山林と畑の未開発地域が多く、つくば牛久インターと牛久阿見インターのちょうど中間地点になっていて、しかも408号線、6号線にも簡単に接続でき、スマートインターチェンジをつくるには最適と思われます。牛久を紹介するような大規模物産館とか観光農園をつくるスペースも十分あります。さらに茨城空港と東京を結ぶ牛久経由の道路の整備や観光資源の活用など、牛久市のおもてなしを考えたら課題は山ほどあります。牛久市の未来に向かって投資的な施策をとっていくべきではないのでしょうか。場合によっては市役所の中に横断的な五輪対策委員会を設置する必要があるかもしれません。

そこで質問いたします。牛久市にとって東京オリンピック・パラリンピックの大会の開催は特別事態が発生したと考えて都市計画マスタープランの見直しを行うなどの作業に着手していくのか、あるいは特に影響を受けるものではなく、基本方針どおり粛々と実施していくだけであるということなのか、2020年対策について牛久市の考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 柳井哲也議員の御質問にお答えします。

1点目の選手育成キャンペーンの開催についてお答えいたします。牛久市は平成22年3月にスポーツ健康都市宣言をし、平成24年度には総合型地域スポーツクラブを設立いたしました。また、オリンピックの前年の2019年には、45年ぶりとなる茨城国体が開催されます。当市におきましては既に空手道と軟式野球が内定しており、中央競技団体正規視察も受けており、要望のあった事項については随時整備をしていく予定であります。そのほかスポーツ施設整備計画については牛久運動公園を拠点とし、優先順位を決めて施設の拡張や新設を行ってまいります。まずは茨城国体に向けて施設整備を進め、成功させることが2020年に開催される東京オリンピックを応援することになります。そしてそのスポーツ振興の機運をつなげていきたいと考えております。また、イベント開催等の打診があれば積極的に開催を検討したいと考えております。

2点目のオリンピックを契機としたインフラ施設の整備提案のうちスマートインターチェンジの設置についてお答えいたします。牛久市街地から直接アクセスできる場所に圏央道のスマートインターチェンジがあれば利便性が向上することは牛久市としても十分認識しております。高速道路へのスマートインターチェンジの設置に関しましては道路管理者であるNEXCO東日本と茨城県、地元自治体における事業の実施に関する合意形成が必要であり、その条件として、原則としてスマートインターチェンジを設置する高速道路自体が4車線の完成断面になっていること、インターチェンジ間の距離が10キロメートル以上離れていること等が必要と伺っております。また、スマートインターチェンジの整備費用としては、石岡市と小美玉市が合同で整備した常磐自動車道の石岡小美玉スマートインターチェンジにおきましては総事業費が約45億5,000万円という話も伺っておりますが、スマートインターチェンジの設置はまちづくりにとっても重要な位置づけとなっていることから、事業主体となるNEXCO東日本を初め国・県等関係機関への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、4番村松昇平君。

〔4番村松昇平君登壇〕

○4番（村松昇平君） 政明クラブの村松昇平です。通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

第1点目でございますが、公共事業の施工時における安全管理、工事検査の方法・体制について質問いたします。

去る10月の台風26号は、大雨、強風のため市内に土砂崩れ等多大な被害を及ぼしたところでございます。たまたま台風の来る前日に県の道路工事の現場を見ていました。幅9メートル、長さが約100メートル、深さは人間が落ちたら出るのに苦労するくらいの素掘りの状態でした。工事現場に隣接しまして狭い牛久市道がございまして、そこを車や自転車、歩行者が行き来している状況でした。素掘りの現場と通路との境には大きなプラスチック製のおもしを置きまして、上下2本の鉄パイプが連結されて、その現場には入れないような配慮はしてございました。台風の過ぎ去った後、現場に行ってみますと、その素掘りの底地には大量の雨水が浸水しており、道路の一部が土砂崩れを起こしていました。幸い事故は起きませんでしたが、工事の施工方法に一抹の不安を感じたため、牛久市における公共事業についてお伺いいたします。

先ほどの例は県の事業ですが、もし当市、牛久市が同じような事業を行った場合、つまり深く素掘りを行うような場合に、鋼矢板等での安全対策を必要としないのか、また、考えられる諸対策はどのようにしているのか。

次に、工事の検査、これは中間検査も含めてでございますが、ポイントをどのようなところに置いておられるのかお示してください。牛久市の職員の方々は工事現場をよく見ていただいていることと思いますが、検査体制はどのようになっているのか、また市内業者の技術向上のためどのような方策をとられているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、空き家等の適正管理及び有効活用に関し、条例施行後の現状と課題について質問いたします。

この条例は平成24年7月1日から施行され、1年5カ月を経過しようとしているところでございますが、本年10月末現在の相談件数は194件、うち48件は更地になったり草刈り等が実施され改善されたようです。そして連絡があり改善の約束がとれたり相談中のもの59件、調査中のものが26件、回答なしが40件、所有者不明6件、管理不全とまではいえず助言対象外としたものや空き家でなかったもの15件という現況をお教えいただきました。この条例が施行されたことによってかなりの効果が認められていると思います。しかし、問題解決に向けての課題もあると思います。持ち主がわからない場合どのようにされているのか、また改善の約束をしてもなかなか実行できないということも想定されると思います。実行できない理由はどんなものなのか。

本市の対応の流れとして、実態調査、助言及び指導、勧告、命令、公表でとどまる市町村がある中、空き家の有効利用、消防その他の関係機関との連携と一歩進んだ条例です。条例が施行されてまだ日が浅いところですが、有効活用の事例はありますか。消防その他の関係機関との連携の実績もあわせてお伺いします。

高齢化に伴い施設や病院等に入る人が今後も増加するであろうと考えますと、空き家は今後もふえることと思われれます。この条例の第3条で所有者等の責務として適正に管理するとあるが、今後市民への理解を得るためどのように周知されるのか。

以上、御質問いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 村松昇平議員の空き家等の適正管理に関する御質問にお答えいたします。

まず空き家の適正管理の現状についてでございますが、平成25年10月末現在で194戸の相談が寄せられております。内容はほとんどが庭の雑草や樹木に関するもので、ほかは老朽化に関するものであります。それらのうち168件の調査が完了し、空き家でなかったり管理不全とまではいえず15件が助言対象外となり、26件は調査中であります。153件について助言を行い、草刈りや庭木の剪定などの対応をしていただき、48件が解決されました。そ

のうちの7件は空き家を解体し更地化まで行っていただいております。残りのうち59件は管理者から回答があり、改善の完了待ちや相談中であります。残念ながら40件が管理者からの連絡がない状況となっており、6件が相続人がいないなどの理由で所有者が不明であります。

御質問にある状況が改善されない理由についてですが、相談者とのやりとりからは改善したいが金銭的な余裕がない、住んでいないので周囲に迷惑をかけている意識が薄いといった様子がうかがえます。加えて空き家は個人の財産であることから現在の法律下では市が調査のため空き家に立ち入ったり所有者に是正を強制することができず、全国的な課題となっております。これにつきましては市町村に空き家に関する立入調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするような法整備を検討する国レベルでの動きも出ております。

次に、適正に管理されていない空き家の所有者が不明な場合の対応についてですが、まず民法第697条に規定されている事務管理制度を活用して改善する方法があります。ただし、これによる改善は本来の所有者の意思及び利益に適合することが前提となり、例えば屋根瓦が落下しそうな空き家に関して是正を行う場合、危険防止のため瓦を全部取り外した後に、空き家を損なわないために雨漏り防止の屋根修繕までを行う義務が発生します。加えて所有者が不明なため、瓦撤去から雨漏り防止までの費用を市で負担することとなります。また、所有者が亡くなって相続人が全員相続を放棄し相続人がいない場合などは、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てて必要な手続をすることにより処分が可能となりますが、その場合でも所有者がいないことが明らかとなった空き家は国の財産となります。さらに手続の費用負担を市が求められることもあります。積極的な改善を行う場合には管理不全の是正費用を誰が負担するかが大きな問題となります。

次に、空き家の有効活用の事例に関してですが、当市が参加している国土交通省のまちづくり研究会のモデル地区である牛久二小地区内の空き家において、地域の活動拠点やたまり場としての活用が図られている事例が1件ございます。今後につきましても良好な空き家を地域のコミュニティスペースとする改修を初め、介護予防活動や生涯学習活動など地域住民の健康維持や生きがいがづくりの場としての改修を検討し、活用を図ってまいりたいと考えております。また、定住世代の循環を促進するためにも空き地・空き家バンク制度創設が必要と考えており、現在先進事例研究などを進めているところであります。

空き家に関しましては御説明したような多くの困難な状況がありますが、今後も空き家の問題に直面している各行政区の区長と話し合いの場を設けるなどして行政区と緊密な連携を図り、空き家の適正管理と有効活用の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力よろしくお願ひ申し上げます。

もう一つの質問に対しましては担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 1番の公共事業の施工についてお答えいたします。

1点目の安全管理でございますが、労働安全衛生法、土木工事安全施工技術指針や建設工事公衆災害防止対策要綱など関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施しております。今回のような掘削を行う場合、その切り取り面に勾配をつけない、または土質が軟弱で湧き水が多いなど崩壊する可能性が大きい場合には土どめ工を施しております。工事の安全かつ円滑な施工を確保するために積算において必要な経費を計上しております。

安全対策としましては、工事内容や現場状況によりますが、一般的に工事看板、防護柵、夜間照明の設置や交通誘導員の配置など安全確保に努めております。また、施工計画書提出時に安全管理等を確認・指導し、施工時には随時現場を巡回し、安全管理が講じられているかなどの確認を行っているところでございます。

2点目の検査方法と検査体制についてでございますが、検査方法は市工事検査要綱、県土木部建設工事検査要綱・検査技術基準等に基づいて実施しております。幅広い技術の知識と豊富な技術経験を持つ職員等複数で、基準に沿って書類と現場の検査を行います。書類の検査では設計図書に基づいた材料、数量、品質が確保されているか、工事写真により正しく施行されたかなどを確認します。また、現場の検査では設計図書と現地を対比し、高さ、幅、延長等を計測し、でき形、できばえ、機能、品質等を確認しております。

3点目の市内業者の技術向上のための方策についてですが、入札時、金額が大きい工事には内訳書の提出を求め、積算能力を高めていただくとともに、工事代金の支払いに当たっては前払いの率を上げ、中間前払いを導入することにより事業者が資金繰りに困らないよう対策を講じております。また現在、大規模かつ技術難度の高い工事の施工については、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するために、共同企業体による施工を進めています。さらに検査時における指導を通じて工事の技術水準の向上を図るとともに、完了検査後に工事成績を評定することで業者の指導育成に努めているところでございます。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。



休会の件

○議長（山越 守君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

明日30日と12月1日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、明日30日と12月1日は休会とす

ることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時47分延会